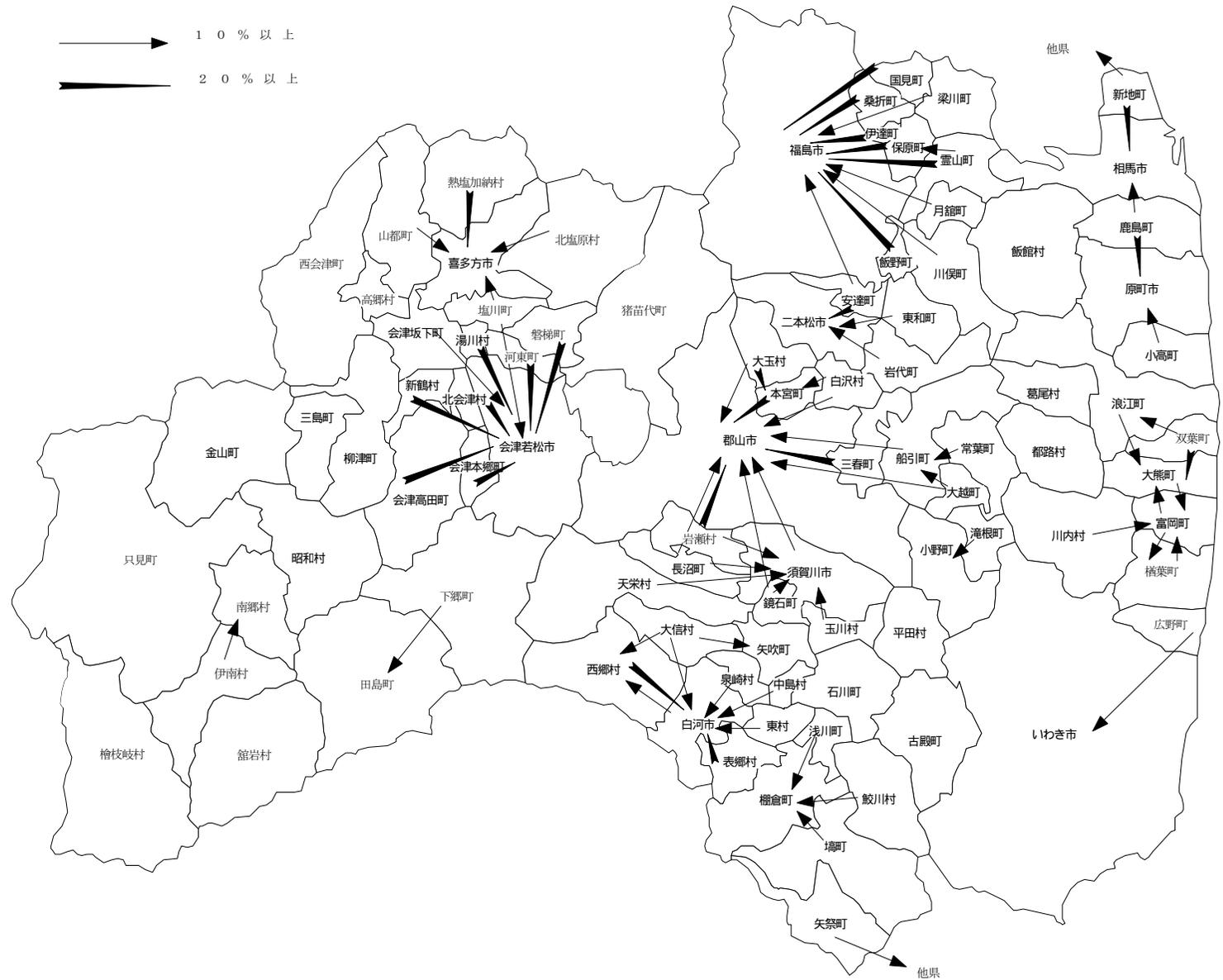


# (3) 生活の一体性に関する指標等の圏域

## ア 通勤圏

当該市町村に常住する15歳以上就業者の総数に対する、当該市町村から他市町村へ通勤する就業者数の割合が10%以上・21%以上のもの。

平成12年国勢調査報告  
平成14年8月 総務省統計局

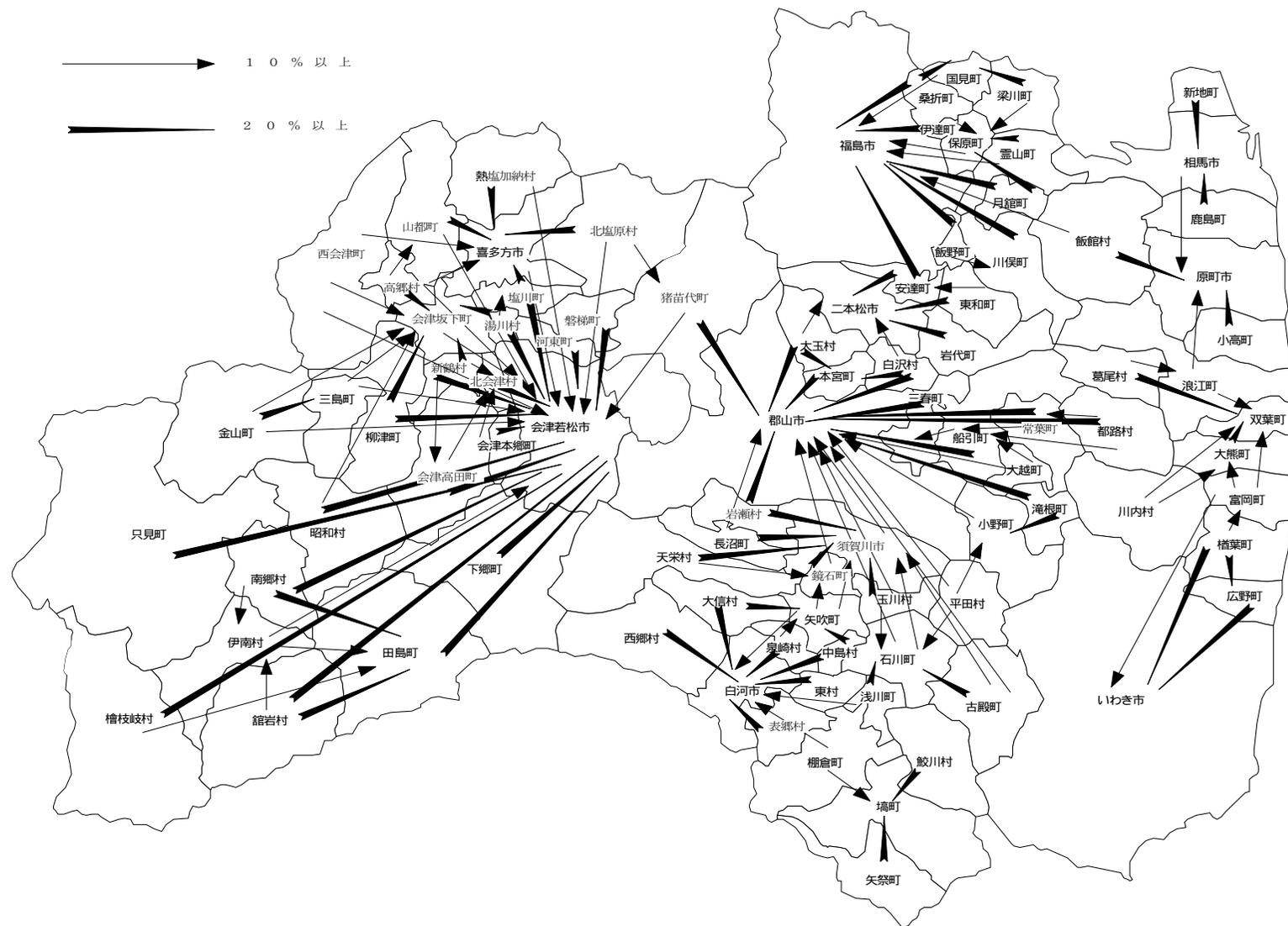




# ウ 通院圏

当該市町村に常住する外来患者の総数に対する、  
当該市町村から他市町村への通院する外来患者数の  
割合が、10%以上・20%以上のもの。

平成13年福島県患者・医療施設調査  
平成14年3月 福島県保健福祉部





# 才 商圈(食料品)

当該市町村に常住する食料品の消費購買者の総数に対する、  
当該市町村から他市町村へ移動して消費購買する人数の割合が  
20%以上・50%以上のもの。

第12回消費購買動向調査結果報告書 平成15年度  
平成16年3月 福島県商工労働部

